

小倉特許情報

 OGURA & CO.®

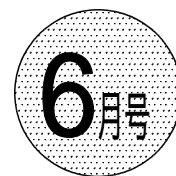
小倉特許事務所

弁理士 小 倉 正 明

事務所〒105-0004 東京都港区新橋5丁目13番4号 Y M G 新橋ビル5階

TELEPHONE:81-3-3436-2398 TELECOPIER(FAX):81-3-3436-1307

お問い合わせ E-mail : info@ogurapatent.com



2007・6・10

1. 特許出願に関する先行技術調査の支援制度について

特許庁は、所定の要件を備えた中小企業・個人による特許出願について、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が無料で先行技術調査を行い、調査の結果を送付する中小企業等特許先行技術支援事業を設けている。

この制度を利用することにより、例えば、送られてくる調査報告書を基に特許出願の審査請求を行うか否か、又は補正の要否の判断に役立てることができる。なお、本事業を活用して審査請求を行った出願の特許率は通常よりも高くなっている（約50% 約65%）。また、中小企業又は個人の特許出願については早期審査制度が設けられており、提出が求められている事情説明書の中の先行技術文献の記載において、本事業の調査報告書の結果を記載して申請すれば、早期審査制度の適用を受けることができ、約3ヶ月で審査官から審査結果の通知を受ける。

なお、本制度による先行技術調査は、必ずしも審査の結果を保証するものではない。

(対象出願)

2004(平成16)年4月1日以降に出願した中小企業あるいは個人による特許出願であって、出願番号が付与されており、未だ審査請求を行っていないもの。

但し、以下の出願は除く。

- a) 国際特許出願(特許協力条約に基づく国際出願で日本を指定国とした特許出願)
- b) 審査請求期間の満了まで2ヶ月未満の特許出願
- c) 過去に本支援事業による先行技術調査を依頼した特許出願

なお、調査報告書が送られてきた場合は、報告書に同封された受領書及びアンケート用紙に必要事項を記入の上、当該受領書等を調査事業者へ返送しなければならない。調査報告書とともに送付される受領書等を調査事業者へ返送しなかった場合には、先行技術調査に要した費用を調査事業者より請求されることとなるので注意する必要がある。

また、先行技術調査後に本支援事業の対象ではない特許出願であること、調査申込者が不適格であること等が判明した場合にも、先行技術調査に要した費用を調査事業者より請求される。

(申込方法)

対象となる予定の特許出願の技術分野等を考慮した上で、調査事業者からいずれか一つを選択し、必要事項を記入した調査依頼書及び出願書類の写しを添えて、出願人である中小企業・個人又はその代理人が直接調査事業者へ申込む。

また、調査事業者によっては、誓約書が必要となる場合がある。

(受付期間)

2008(平成20)年2月29日迄(予算の都合で早期に終了する場合あり)

2．五大特許庁会合の結果概要について

日米欧韓中の5か国・地域は、5月11日と12日の2日間にわたり当該5庁間では初の特許庁長官会合を開催した。

日米欧韓中の出願人による特許出願は世界全体の84%を占め、また、五大特許庁は世界の出願総数160万件の73%を受け付けている。そして、そのうち五庁への出願の約30%がお互いの間での重複出願となっている。

そこで、これら5カ国の大規模特許庁が直面する共通の課題や解決方法について政策対話を行った結果、以下の事項について合意がなされた。

世界的に急増中の特許出願への対応策（審査処理の質と量）

複数国に跨る重複的出願に係る手続の簡素化（サーチ・審査結果の相互利用，出願様式の統一）

特許審査実務の比較研究

特許情報の一層の普及と利用策

特許手続への情報技術の導入による効率化

統計情報の交換など特許行政の透明性の確保

3．平成20年度全国発明表彰募集について

社団法人発明協会では、日本における発明、考案又は意匠の創作者並びに発明の実施及び奨励に関し功績のあった者に対して、皇室からの御下賜金を拝受して行う「全国発明表彰」の募集を行っている。

特許又は実用新案登録がされ、本表彰実施時において権利が存続しているものであって、科学技術的に秀でた進歩性を有し、新しい技術の発展性を創出すると期待されるもの等が対象となる。（詳しくは下記URLを参照）

（応募受付期間）

2007（平成19）年6月20日（水）～9月7日（金）

4．創造的新技术研究開発計画認定事業（神奈川県）

神奈川県では、県内に事業所のある中小企業等が策定した、新たな技術に関する研究開発やその成果の利用（事業化）を含む研究開発計画について、開発する技術又は製品の新規性及び技術レベル、開発する技術又は製品の事業計画の実現可能性や当該研究開発に係る資金計画等の健全性等について審査を行い、「創造的新技术研究開発計画」として認定し、所定の支援を行っている。（詳しくは下記URLを参照）

（申請期限）

2007（平成19）年7月20日迄

（URL）

上記の詳細及び申込書類等は下記URLに掲載されています。

【特許出願に関する先行技術調査の支援制度について】

http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/senkou_chousa.htm

【五大特許庁会合の結果概要について】

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/godai_kaigou.htm

【平成20年度全国発明表彰募集について】

<http://www.jiii.or.jp/zenkoku/hatsumeiyouyou20.htm>

【創造的新技术研究開発計画認定事業】（神奈川県）

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kogyo/newtech/index.html>

以上